

『霧ヶ峰の今とみらい ～霧ヶ峰再生のための基本計画～』の概要

第1章 霧ヶ峰自然環境保全協議会設立と協議の経過

1 霧ヶ峰自然環境保全協議会の設立

霧ヶ峰自然環境保全協議会は、霧ヶ峰に関わる団体の代表者が一堂に会し、霧ヶ峰の保護と利用のあり方について総合的に協議・検討し、100年後に残すべき霧ヶ峰の姿を描き実現するため、平成19年(2007年)11月16日に第1回協議会を開催し、発足した。

なお、この第1回協議会に先立ち、平成19年10月19日に設立準備会議を開催し、協議会の名称及び規約を決定した。

参加団体数： 発足時 38団体 土地所有者、自治会・運輸・観光、霧ヶ峰の自然保護と
平成20年11月20日～ 39団体 関わりの深い市民団体等、学識経験者、行政

2 協議の経過

この計画のとりまとめまでに7回の協議会(全体会議)と、3つの作業部会におけるそれぞれ6回の会合を開催し、協議・検討を行った。

設置した作業部会

- 第 部会 「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会
- 第 部会 “彩り草原空間”形成・施設整備部会
- 第 部会 霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会

協議・検討の手順

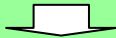
霧ヶ峰の保護と利用に関する主要事項について、協議会(全体会議)における意見交換と整理 (第1回～第5回協議会(全体会議))

(平成19年11月～平成20年6月)



個別事項について3つの作業部会で検討 (第1回～第4回作業部会)

(平成20年7月～平成20年10月)



各作業部会の検討状況の中間報告と擦り合わせ (第6回協議会(全体会議))

(平成20年11月)



3つの作業部会でさらに検討 (第5回、第6回作業部会)

(平成20年11月～平成20年12月)



この計画のとりまとめ (第7回協議会(全体会議))

(平成21年2月18日)

* これらの会合のほか、「霧ヶ峰公園施設等広域整備連絡会議」を4回にわたり開催し、関係市町及び県の関係機関による連絡調整を行った。

第2章 霧ヶ峰の自然と歴史のあらまし

霧ヶ峰の位置及び自然の特徴

霧ヶ峰は、長野県の中部、八ヶ岳中信高原国定公園の中央に位置し、主峰車山(1,925m)周辺の概ね標高1,500mから1,900mに広がる高原である。

霧ヶ峰で最も大きな面積を占める草原は、周辺集落の人々が霧ヶ峰を採草地として利用することにより維持されてきた半自然草原である。人との関わりで形作られたこの草原と天然記念物の3湿原、原生的な樹林としての樹叢の3つが組み合わせられて独自の植生、生態系や自然景観を形成しているのが特徴である。



霧ヶ峰の歴史・文化遺産

霧ヶ峰と人の関わりは非常に古い。

霧ヶ峰には黒曜石の加工に関わる遺跡をはじめとして、旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡が数多く存在するほか、鎌倉時代などに御射山祭が盛大に行われたことを偲ばせる棧敷の遺構が残る旧御射山遺跡など平安時代から中世にかけての遺跡も多い。

また、近世以降の本格的採草により完成された草原を含め、霧ヶ峰の空間全体が人との関わりで形成された文化的遺産の側面を持つ。

第3章 霧ヶ峰の現状と課題

1 自然の変容

草原の森林化等

霧ヶ峰における本格的採草が昭和30年代の半ばを境にして行われなくなり、約50年が経過した結果、草原の森林化が進行している。

また、草原植生も変化しており、ススキが優占種となったり、かつて随所に見られたニッコウキスゲの群落の多くが姿を消すなどの現象が見られる。

湿原の乾燥化等

天然記念物の3湿原は、乾燥化が進み、また、周辺からの土砂流入、周縁部での外来植物の繁殖等の課題を抱えている。

野生動物被害

草原でニホンジカによるニッコウキスゲなどの高原植物の食害が拡大しているほか、湿原内のニホンジカ、イノシシの踏み荒らしによる植生被害や食害が深刻である状況も観察されている。外来植物の繁殖

2 観光と利用面の課題

霧ヶ峰には、平成19年度の実績で年間約482万人の観光客が訪れているが、その約49%が7月、8月の2か月に集中している。また、霧ヶ峰の中でも車山肩や八島ヶ原湿原など限られた場所に特に利用が集中する傾向がある。

それに伴い、混雑する遊歩道から利用客が草原に踏み込んで草原が裸地化したり、夏期に自動車の渋滞が発生したりする状況があり、特定の季節、場所に利用が集中しないよう利用の分散を図ることが課題になっている。また、冬期を含めた湿原への踏み込み、ペット持込み、ごみポイ捨て等への対応及び公衆トイレの不足等、霧ヶ峰の利用に関して対応すべき課題は多い。

第4章 霧ヶ峰再生のための基本計画

霧ヶ峰保全再生計画

草原、湿原、樹叢をはじめとする霧ヶ峰の自然の保全再生のための計画

【草原・樹叢の保全再生方法】

当面の対応

既存の取組みを拡大しつつ、雑木処理、火入れ(野焼き)等を継続実施する。

将来における本格展開

- * 雑木処理、草の刈取り
 - ・ 既存の取組みの継続・発展としての雑木処理
 - ・ 雑木・草等の資源活用(企業、団体、個人)
 - ・ 草原の里親(企業、団体、個人)
 - ・ 参加体験型エコツアーとの連携
 - ・ ボランティア、学校・団体・企業の体験活動等の受入れ
- * 火入れ(野焼き)
 - ・ 伝統的な手法として、雑木処理・草の刈取りと組合せながら、計画的に実施
 - ・ 観光資源としての活用も視野に入れる。エコツアー、ボランティアの受入れを拡大

【湿原環境対策】

湿原環境検討調査を実施し、研究者から提言を受けて、湿原の乾燥化、土砂の流入、観光等の利用に伴う水質への影響、野生動物による被害、外来植物の繁殖等への対策をとりまとめた。

【霧ヶ峰の区域割 ~ 草原・湿原・樹叢と森林の調和 ~】

草原・湿原・樹叢、森林の区域割の検討

草原空間に湿原と樹叢が点在する霧ヶ峰本来の姿を残すため、草原・湿原・樹叢と森林の調和を考えた霧ヶ峰の区域割を検討し、その実現のための対策を講じていく。

- ・ 樹叢、自然林を現在より拡大させないよう、草原の保全再生対策を講じていく。
- ・ 天然記念物の湿原は、確実に保護する。
- ・ レンゲツツジは、草原の森林化を促進する要素であるとともに、その密集により他の高原植物の生育を妨げる状況が見られることから、区域を限って残し、保全管理していく。

目標とする植生

昭和30年代前半の植生を参考にして目標植生を設定する。
具体の目標植生及びそれを実現する方法の案については、平成21年度に霧ヶ峰の自然再生推進計画を策定するのに合わせて検討する。

【公園管理団体の設立】

必要性：霧ヶ峰における本格的事業展開のための事務局が必要
想定される法人：公益法人、NPO法人等で自然公園法第37条に基づき県知事から指定された団体
業務：霧ヶ峰における本格的事業展開の事務局等を担う。
条件整備等：公園管理団体の設立を今後具体的に検討していくことについて平成20年度に合意形成し、平成21年度以降設立のための具体の検討と条件整備をしていく。

生態系への配慮や希少種の保全等の観点から、十分検討し、自然再生推進計画を策定して実施

【牧草地の在来植生復元】

小和田牧野農業協同組合の試験的取組みを基に手法を確立していく。

【森林の管理方法】

自然林：森林内は、自然の生育に任せる。ただし、景観上、安全上の支障がある場合等は、除去等をする。
人工林：生育状況と市況を見ながら、所有者の意向により適切な目標を定め、間伐等の施業を実施する。

【野生鳥獣被害対策】

ニホンジカについては、平成20年度に県が実施している対策事業で得られたデータを基に、その資材を活用し、関係者が参加して毎年電気柵等を設置するとともに、広域捕獲等による個体数の調整を推進する。

【外来種への対応】

「刈取り」の方法を軸に検証しながら進めていく。参加体験型エコツアー、ボランティア受入れにより、取組みを継続・拡大

霧ヶ峰“彩り草原空間”形成・施設整備基本構想

霧ヶ峰の景観形成、施設整備及び霧ヶ峰の保全と利用を両立させるための対策等に関する基本構想

【霧ヶ峰を訪れる人に感動を与え、自然・歴史への理解を促進することにつながる施設整備】

基本的考え方：霧ヶ峰が直面する課題対応のために必要な施設整備及び質の高い施設整備のための視点を整理
整備すべき施設：霧ヶ峰で整備すべき施設を優先順位付けし、整備主体・手法別に整理

【魅力的な景観形成】

霧ヶ峰に「行ってみたい」と思わせる最も重要な要素である景観を魅力的なものにするため、10の視点を整理

【案内板、看板等の統一デザイン】

箇所ごとに整備の目的・ねらいを明確にし、環境省の仕様標準を基にして霧ヶ峰に適するものを考える。
統一デザインは、今後新規に設置するもの及び建替え等で更新する場合に適用する。

【案内板、看板等の設置箇所】

基礎的な整備必要箇所を図示し、計画的に設置していく。

【自動車渋滞対策】

混雑の度合いに応じて、利用分散、シャトルバス、駐車場対策等を組み合わせた渋滞対策を検討、実施していく。

【ペット持込み対策】

ペット好きな人もペットが苦手な人も快適に過ごせる霧ヶ峰にしていくため、「地域ルール」の合意形成を行った。
具体的には、狭い遊歩道及び湿原沿いをペット持込みを制限する場所とし、看板設置などにより理解を促進する。

【ごみポイ捨て対策】

自然環境の保全と地域美化の推進のために講じていく対策を整理

【自然への負荷軽減のための留意点】

施設(ハード)整備だけでなく、自然負荷軽減のソフト対策を併せて実施していく。

【利用者負担のあり方】

… 利用者に目的等を十分説明しながら
霧ヶ峰の保全再生と施設の整備・維持管理に当てるため、次のような方法を念頭に第一段階の設計をしていく。
霧ヶ峰の利用に対する協力金等：募金箱の設置、エコツアー参加者が支払う「霧ヶ峰保全協力金」等
施設の利用に関する負担金：新設するトイレへのチップ制の導入、可能なものについて駐車場の有料化

霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築計画

霧ヶ峰の特性を生かしたエコツーリズムモデルの構築及び霧ヶ峰の情報発信に関する計画

【霧ヶ峰のエコツアーが全国において占めるべき位置及び対象客】

霧ヶ峰のエコツアーが全国において占めるべき位置：霧ヶ峰独自の機軸を明確にする。草原を基調にした霧ヶ峰の自然や非日常的な空間だけが与えてくれる“安らぎ”や“安心感”を生かしたエコツーリズムの展開。
知識だけでなく、「自然への共感」「人への共感」「自分への共感」を通じ日常生活のエネルギーを得られる旅
エコツアーの対象客

- * 核になるプログラム：少人数グループ(霧ヶ峰に滞在して、その空間にゆったりと身を置き満喫したい人)
- * 核になるプログラムの特長を生かしながら提供する派生型のプログラム：修学旅行、小中学生の自然学習等

【霧ヶ峰インタープリテーション指針】

霧ヶ峰でインタープリテーションを実施する際の心構え、態度や安全の確保、知識・技術の習得・向上等についてインタープリターが共有すべき事項を整理

【季節や日数に応じたコース・プログラムの例示】

エコツアー実施団体が創意工夫、切磋琢磨しながら構築・提供するプログラムの参考素材として、次の視点で例示
ツアー参加の目的：自然・歴史を知る、訪ねる / 参加・体験する
ツアーで得るものの深み：霧ヶ峰と出会う / 霧ヶ峰に分け入る / 霧ヶ峰を極める

【エコツアーの実施体制】

当面の対応
関係者の協力の下、霧ヶ峰の3つのビジターセンターの連絡組織である霧ヶ峰ビジターセンター協議会等が、各ビジターセンターでの情報提供、エコツアー実施団体の相互連携、インタープリター募集情報の提供等のサポートをする。
本格的な展開
公園管理団体の設立及びエコツアー実施団体等の連絡会議設置に基づく体制確立と事業実施を検討する。
エコツアーの健全な発展につながる料金設定
良質なプログラム及びインタープリテーションを提供、それに見合った対価を得て展開することを各団体の共通認識に

【情報提供、情報発信体制】

霧ヶ峰のエコツアーの全国発信のための基盤整備としてのポータルサイト開設の検討
本格的展開においては、旅行代理店等に対する営業や旅行代理店販売員を対象にしたモニターツアー等を実施する。
特別企画の実施とマスコミへの発信、環境省主催の「エコツーリズム大賞」への挑戦等を通じ、マスコミ露出機会拡大
ビジターセンターの体制強化、年間を通じての総合的情報提供等のため、中核的ビジターセンターの運営を公園管理団体が行うことを検討する。